

# 独立行政法人大学入試センター研究開発部教員会議規則

〔平成13年4月1日〕  
規則第49号

改正 平成14年3月29日規則第11号  
改正 平成16年3月25日規則第31号  
改正 平成18年4月1日規則第33号  
改正 平成19年3月30日規則第22号  
改正 平成23年3月24日規則第29号  
改正 平成26年3月31日規則第13号  
改正 平成29年3月31日規則第4号  
改正 令和2年3月31日規則第119号

## 独立行政法人大学入試センター研究開発部教員会議規則

### (設置)

第1条 独立行政法人大学入試センター研究開発部に、その円滑な運営を図るため、研究開発部教員会議（以下「教員会議」という。）を置く。

### (組織)

第2条 教員会議は、研究開発部の教員をもって組織する。

### (審議事項)

第3条 教員会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 研究開発部の運営等に関する事項
- 二 研究及びその報告等に関する事項
- 三 教員の人事に関する事項
- 四 理事長が諮問した事項のうち、教員会議で検討することが適当であると認められる事項
- 五 その他研究開発部長が必要と認める事項

### (議長等)

第4条 教員会議に議長を置き、研究開発部長をもって充てる。

- 2 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ指名された者が議長の職務を代行する。

### (会議の招集等)

第5条 教員会議は、議長が招集する。

- 2 教員会議は、原則として毎月1回開催する。

### (定足数及び議決)

第6条 教員会議の定足数は、構成員の3分の2以上とする。

- 2 教員会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (庶務)

第7条 教員会議の庶務は、試験企画課において処理する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月24日）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。